



加西市人権尊重のまちづくり条例 を制定しました！

『加西市人権尊重のまちづくり条例』とは？

○条例の前文にはこのようなことが書かれています。

「基本的人権」とは、皆さんが生まれながらにして持っている、人間らしく生きる権利です。この人権が守られるためには、「自分の人権が守られること」そして「相手の人権を守ること」、この両方が大切です。

加西市にも「人権が守られていないな」、「なんだか生きづらいな」と感じている人がいます。市民一人ひとりが大切にされ、だれもが生きやすく、安心して暮らせるまちをみんなでつくっていきましょう。

【前文】

本市では、日本国憲法や世界人権宣言の理念を踏まえ、「お互いを認め、尊重し合える社会の実現」を施策に掲げ、その実現のため恒久平和の維持、基本的人権の尊重及び市民本位の行政を推進してきた。

しかしながら、性別、年齢、障がいや疾病の有無、社会的身分や出身、民族、国籍、性的指向や性自認などを理由にした様々な差別や偏見が今もなお存在している。

全ての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重される社会をつくっていくためには、市民一人一人が、様々な人権問題について正しく理解した上で、差別を許さない、差別を解消していくという意識を持ち、かつ、行動に移さなければならない。

こうした認識の下、差別のない、誰もが真に大切にされる人権尊重のまちづくりを一層推進していくため、この条例を制定する。

○条例ではいかなる理由があっても人権を侵害する行為は禁止しています。

不当な差別やいじめ、虐待、セクシャル・ハラスメント、プライバシーの侵害などの「人権を侵害する行為」をしてはいけません。

人権を侵害する行為は、上に挙げたもの以外にもたくさんあります。今は問題になっていないことでも、いつか人権を侵害する行為になることもあります。

（不当な差別及び暴力の禁止）

第4条 何人も、人種、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障がい、疾病、職業、年齢、出身その他経歴等を理由とした差別（以下「不当な差別」という。）を行ってはならない。

2 何人も、いかなる暴力（身体に対する不法な攻撃及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）も行ってはならない。

人権って
なんだろう？



法務省のインターネットサイトでは、
さまざまな人権課題について取り上げています。

検索



どうしてこの条例をつくったの？

加西市では、令和3年4月、「加西市感染症の影響を受ける市民等の人権擁護に関する条例」を制定し、感染症を起因とする差別的取扱い等を未然に防止し、市民等が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するよう努めてきました。

しかしながら、感染症以外にも性別、年齢、人種、居住地等を起因とする人権侵害が依然として存在するだけでなく、性的指向や性自認、インターネットによる人権侵害等、人権課題は多様化しています。

このような人権課題を解決し、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現するために本条例を制定しました。

<市が取り組むこと>

- ・ソーシャル・インクルージョン（※全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと）の理念の下、必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進します。（第3条、第5条）
- ・人権施策に関する基本的な指針を策定し、その指針に基づいて必要な人権施策（不当な差別の解決、人権教育及び人権啓発、人権相談、情報収集及び調査研究等）を推進します。（第8条）

<市民、事業者の皆さんが取り組むこと>

- ・市民は、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めます。（第6条）
- ・事業者は、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めます。（第7条）

<加西市人権施策推進審議会（第10条）とは？>

市長の諮問に応じ、推進指針に関する事項、人権施策の推進に関する重要事項及び社会的影響の大きい人権侵害に係る事案等を調査審議します。

加西市が、人権が尊重され、みなさんにとってより良いまちになるよう、専門家や市民の皆さんと取り組んでいきます。

人権相談窓口



様々な人権問題に関するインターネット相談はこちら  左のQRコードをバーコードリーダーで読み込んで接続してください。 インターネット人権相談窓口 https://www.jinken.go.jp/	様々な人権問題に関する相談はこちら みんなの人権 110 番 (平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分) ☎ 0570-003-110
いじめ・虐待など子どもの人権の相談はこちら 子どもの人権 110 番 (平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分) ☎ 0120-007-110	セクハラ・家族内暴力など女性の人権の相談はこちら 女性の人権ホットライン (平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分) ☎ 0570-070-810
外国語での人権の相談はこちら (10 言語対応) 外国語人権相談ダイヤル (平日午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分) ☎ 0570-090-911	 コロナ差別、許さない。 人権相談は法務局へ 法務省 人権イメージキャラクター AKENまもる君